

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第335号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第336号）について、令和5年12月20日付け健生発1220第1号により厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

- 動物用医薬品の残留基準値の削除

法第13条第1項の規定により、動物用医薬品クロステボル及び動物用医薬品トリプロムサンについて、食品中の残留基準値を削除した。

- 残留基準値関係

法第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考(品目)
オルメトプリム	合成抗菌剤/抗原虫剤	動物用医薬品
シフェノトリン	殺虫剤	動物用医薬品
ジメトモルフ	殺菌剤	農薬
フェナミホス	殺虫剤	農薬
フルキサピロキサド	殺菌剤	農薬
プロチオコナゾール	殺菌剤	農薬

(2) 対象外物質告示関係

法第13条第3項の規定に基づく対象外物質として、「動物用医薬品次硝酸ビスマス」が追加された。

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬のうち、「3 運用上の注意」において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用される。

(3) 対象外物質告示関係

告示の日から適用される。

3 運用上の注意

・残留基準値関係（残留の規制対象に変更がある品目等を抜粋し記載）

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、オルメトプリムは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定する「シフェノトリン」の規制対象は、シフェノトリン（各異性体の和）のみとする。
- (3) -① 今回残留基準値を設定する「フェナミホス」の規制対象は、フェナミホス、代謝物 M01【エチル(3-メチル-4-(メチルスルフィニル)フェニル)イソプロピルホスホロアミダート】及び代謝物 M02【エチル(3-メチル-4-(メチルスルホニル)フェニル)イソプロピルホスホロアミダート】とする。ただし、代謝物 M01 及び代謝物 M02 は、フェナミホスの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、フェナミホスのみである。
- (3) -② 「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているフェナミホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認する。
- (3) -③ 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているフェナミホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認する。
- (4) 今回残留基準値を設定する「プロチオコナゾール」の規制対象は、代謝物 M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール】のみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、代謝物 M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H -1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものである。

(問合せ先)

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
(担当) 松本、河原

電 話 026-235-7155 (直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

厚生発1220第1号
令和5年12月20日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第335号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第336号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 規格基準告示関係

(1) 農薬等の残留基準値の改正

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

動物用医薬品オルメトプリム、動物用医薬品シフェノトリン、農薬ジメトモルフ、農薬フェナミホス、農薬フルキサピロキサド及び農薬プロチオコナゾール

(2) 動物用医薬品の残留基準値の削除

以下の品目について、食品中の残留基準値を削除したこと（別紙参照）。

動物用医薬品クロステボル及び動物用医薬品トリブロムサラン

2 対象外物質告示関係

動物用医薬品次硝酸ビスマスを対象外物質に追加したこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
ジメトモルフ	大豆、小豆類、たまねぎ、にんにく、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、えだまめ、しいたけ、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
トリブロムサラン	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
フェナミホス	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュ

農薬等	食品
フェナミホス (続き)	を含む。) 、すいか、メロン類果実、メロン類果実 (果皮を含む。) 、まくわうり、まくわうり (果皮を含む。) 、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) 、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず (アブリコットを含む。) 、すもも (プルーンを含む。) 、うめ、おうとう (チェリーを含む。) 、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪
フルキサピロキサド	しいたけ、その他のきのこ類、もも、もも (果皮及び種子を含む。) 及びグアバ
プロチオコナゾール	大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、なたね、鶏の卵及びその他の家きんの卵

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

3 対象外物質告示関係

告示の日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm) を適用すること。ただし、オルメトプリムは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中

にない食品に含有されるものであってはならないこと。

- (2) 今回残留基準値を設定する「オルメトプリム」の規制対象は、オルメトプリムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「シフェノトリン」の規制対象は、シフェノトリン（各異性体の和）のみとすること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ジメトモルフ」の規制対象は、ジメトモルフ（E体及びZ体）のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5)―① 今回残留基準値を設定する「フェナミホス」の規制対象は、フェナミホス、代謝物M01【エチル（3-メチル-4-（メチルスルフィニル）フェニル）イソプロピルホスホロアミダート】及び代謝物M02【エチル（3-メチル-4-（メチルスルホニル）フェニル）イソプロピルホスホロアミダート】とすること。ただし、代謝物M01及び代謝物M02は、フェナミホスの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、フェナミホスのみであること。
- (5)―② 「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているフェナミホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (5)―③ 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているフェナミホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (6) 今回残留基準値を設定する「フルキサピロキサド」の規制対象は、フルキサピロキサドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「プロチオコナゾール」の規制対象は、代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H-

1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール】のみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1H -1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものであること。

3 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品シフェノトリンに係る新規承認並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬フルキサピロキサドに係る新規農薬登録並びに農薬ジメトモルフ及び農薬プロチオコナゾールに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）が適用されること。

別紙

動物用医薬品オルメトプリム（合成抗菌剤／抗原虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1

動物用医薬品クロステボル（合成ホルモン剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○	0.0005
豚の筋肉	○	0.0005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○	0.0005
牛の脂肪	○	0.0005
豚の脂肪	○	0.0005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.0005

動物用医薬品クロステボル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の肝臓	○	0.0005
豚の肝臓	○	0.0005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.0005
牛の腎臓	○	0.0005
豚の腎臓	○	0.0005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.0005
牛の食用部分	○	0.0005
豚の食用部分	○	0.0005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.0005
乳	○	0.0005
鶏の筋肉	○	0.0005
その他の家きんの筋肉	○	0.0005
鶏の脂肪	○	0.0005
その他の家きんの脂肪	○	0.0005
鶏の肝臓	○	0.0005
その他の家きんの肝臓	○	0.0005
鶏の腎臓	○	0.0005
その他の家きんの腎臓	○	0.0005
鶏の食用部分	○	0.0005
その他の家きんの食用部分	○	0.0005
鶏の卵	○	0.0005
その他の家きんの卵	○	0.0005
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.0005
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.0005
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.0005
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	0.0005
魚介類（貝類に限る。）	○	0.0005
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.0005
その他の魚介類	○	0.0005
はちみつ	○	0.0005

動物用医薬品シフェノトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	0.01	
豚の脂肪	0.01	
豚の肝臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
豚の食用部分	0.01	

農薬ジメトモルフ（殺菌剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	● 0.04	0.2
小豆類	● 0.2	0.3
ばれいしょ	0.1	0.1
はくさい	2	2
キャベツ	○ 8	6
芽キャベツ	○ 6	2
ケール	○ 30	20
こまつな	○ 30	20
きょうな	○ 30	20
チンゲンサイ	○ 30	20
カリフラワー	6	6
ブロッコリー	6	6
その他のあぶらな科野菜	○ 30	0.02
アーティチョーク	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 80	10
たまねぎ	● 0.6	2
ねぎ（リーキを含む。）	15	15
にんにく	● 0.6	2
その他のゆり科野菜	15	15
セロリ	30	30
トマト	3	3
ピーマン	○ 2	1
なす	○ 2	1
その他のなす科野菜	○ 2	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1

農薬ジメトモルフ (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しろうり	0.5	0.5
すいか	● /	0.5
すいか (果皮を含む。)	● 0.5	/
メロン類果実	● /	0.5
メロン類果実 (果皮を含む。)	● 2	/
まくわうり	● /	0.5
まくわうり (果皮を含む。)	● 0.5	/
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	50	50
オクラ	○ 2	1
未成熟えんどう	○ 0.2	
えだまめ	● 5	10
しいたけ	●	1
その他の野菜	10	10
みかん	● /	0.5
みかん (外果皮を含む。)	● 3	/
いちご	○ 0.5	0.05
ぶどう	○ 15	10
パパイヤ	○ 2	
パイナップル	0.01	0.01
その他の果実	○ 2	1
ホップ	80	80
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	○ 30	20
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01

農薬ジメトモルフ (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家さんの卵	0.01	0.01
はちみつ	○ 0.05	

動物用医薬品トリブロムサラン (内部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.04
牛の脂肪	●	0.04
牛の肝臓	●	0.04
牛の腎臓	●	0.04
牛の食用部分	●	0.04
乳		0.01

農薬フェナミホス (殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	●	0.02

農薬フェナミホス (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも (長いもをいう。)	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.04
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.04
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.04
はくさい	●	0.04
キャベツ	0.05	0.05
芽キャベツ	0.05	0.05
ケール	●	0.04
こまつな	●	0.04
きょうな	●	0.04
チンゲンサイ	●	0.04
カリフラワー	●	0.04
ブロッコリー	●	0.04
その他のあぶらな科野菜	●	0.1
ごぼう	●	0.1

農薬フェナミホス (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.04
エンダイブ	●	0.04
しゅんぎく	●	0.04
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.04
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.3
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.5
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.04
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.2
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.08
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	○ 0.05	0.04
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	● 0.05	
まくわうり	●	0.05
まくわうり (果皮を含む。)	● 0.05	
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.04
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.2
しょうが	●	0.04
未成熟えんどう	●	0.02

農薬フェナミホス (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.06
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.04
なつみかんの果実全体	●	0.04
レモン	●	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.04
りんご	0.05	0.05
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.02
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも (プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.3
ラズベリー	●	0.06
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.06
かき	●	0.02
バナナ	0.05	0.05
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02

農薬フェナミホス (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	0.05	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.05
ホップ	●	0.05
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.5
牛の筋肉		0.01
豚の筋肉		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓		0.01
豚の肝臓		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01
牛の腎臓		0.01
豚の腎臓		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01
牛の食用部分		0.01
豚の食用部分		0.01

農薬フェナミホス (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01
乳	○	0.005
鶏の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉		0.01
鶏の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪		0.01
鶏の肝臓		0.01
その他の家きんの肝臓		0.01
鶏の腎臓		0.01
その他の家きんの腎臓		0.01
鶏の食用部分		0.01
その他の家きんの食用部分		0.01
鶏の卵		0.01
その他の家きんの卵		0.01
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (その他の魚類に限る。)	○	0.005
魚介類 (貝類に限る。)	○	0.005
魚介類 (甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類	○	0.005
はちみつ	○ 0.05	0.005
落花生油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)		0.05
綿実油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)		0.05

農薬フルキサピロキサド (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	3	3
小麦	2	2
大麦	3	3

農薬フルキサピロキサド (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ライ麦	3	3
とうもろこし	0.2	0.2
そば	3	3
その他の穀類	3	3
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.4	0.4
えんどう	0.4	0.4
そら豆	0.4	0.4
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.4	0.4
ばれいしょ	○ 0.07	0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.03	0.02
かんしょ	○ 0.03	0.02
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.03	0.02
こんにゃくいも	○ 0.03	
その他のいも類	○ 0.03	0.02
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	3	3
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.9	0.9
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	8	8
かぶ類の根	0.9	0.9
かぶ類の葉	4	4
西洋わさび	0.9	0.9
クレソン	30	30
はくさい	4	4
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	4	4
こまつな	4	4
きょうな	4	4
チンゲンサイ	4	4
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	4	4
その他のあぶらな科野菜	4	4
ごぼう	0.9	0.9
サルシフィー	0.9	0.9
エンダイブ	30	30

農薬フルキサピロキサド（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	2	2
にら	2	2
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	1	1
パースニップ	1	1
パセリ	30	30
セロリ	30	30
その他のせり科野菜	30	30
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.2
すいか（果皮を含む。）	○ 0.5	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.5	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
しいたけ	●	0.6
その他のきのこ類	●	0.6
その他の野菜	7	7
みかん（外果皮を含む。）	○ 4	
なつみかんの果実全体	○ 4	1
レモン	○ 4	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 4	1
グレープフルーツ	○ 4	1

農薬フルキサピロキサド (続き)

食品名	残留基準値*	
	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	○ 4	1
その他のかんきつ類果実	○ 4	1
りんご	○ 3	0.9
日本なし	○ 2	0.9
西洋なし	○ 2	0.9
マルメロ	0.9	0.9
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	○ 0.9	
もも	●	0.2
もも (果皮及び種子を含む。)	● 3	
ネクタリン	3	3
あんず (アプリコットを含む。)	○ 7	3
すもも (プルーンを含む。)	○ 3	2
うめ	○ 7	2
おうとう (チェリーを含む。)	○ 6	3
いちご	7	7
ラズベリー	7	7
ブラックベリー	7	7
ブルーベリー	7	7
クランベリー	7	7
ハックルベリー	7	7
その他のベリー類果実	7	7
ぶどう	3	3
かき	○ 0.9	
バナナ	3	3
パパイヤ	○ 1	
グアバ	●	7
マンゴー	0.7	0.7
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	7	7
ひまわりの種子	0.9	0.9
ごまの種子	0.9	0.9
べにばなの種子	0.9	0.9
綿実	○ 0.5	0.3
なたね	0.9	0.9
その他のオイルシード	0.9	0.9
ぎんなん	○ 0.06	0.04
くり	0.06	0.06

農薬フルキサピロキサド（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ペカン	0.06	0.06
アーモンド	0.06	0.06
くるみ	0.06	0.06
その他のナッツ類	0.8	0.8
コーヒー豆	0.2	0.2
その他のスパイス	○ 20	7
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
はちみつ	○ 0.05	

農薬フルキサピロキサド (続き)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
干しぶどう	15	15

農薬プロチオコナゾール (殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.5	0.4
大麦	● 0.3	0.4
ライ麦	● 0.3	0.4
とうもろこし	● 0.1	0.4
そば	● 0.3	0.4
その他の穀類	● 0.3	0.4
大豆	0.2	0.2
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
てんさい	0.3	0.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2	0.2
まくわうり (果皮を含む。)	0.2	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ブルーベリー	2	2
クランベリー	0.2	0.2
ハuckleベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
その他の果実	○ 2	
綿実	0.4	0.4
なたね	● 0.1	0.2
その他のスパイス	2	2
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01

農薬プロチオコナゾール（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.004	0.004
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	● 0.005	0.006
その他の家きんの卵	● 0.005	0.006
はちみつ	○ 0.05	

脚注

※○：令和5年12月20日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年12月20日適用（基準値を引き下げる品目等）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、オルメトプリムは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。